

1 目的

- いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穩に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

2 組織

いじめ対策委員会・・・校長、教頭、教務主任、校務主任、いじめ対策主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭

3 いじめの防止のための手立て

○自己肯定感（セルフ・エスティーム）を高める指導

- ・よいこと見つけ等の活動を取り入れ、児童をプラス評価する場面を増やす。
- ・学級内で個々に仕事を任せ評価することで、集団への所属感を味わわせる。ほめる指導を基本にし、叱った場合は必ずその児童のその後の変容を見届け評価する。

○児童理解と観察

- ・朝のホームルームで、いつもと様子が違ったりふさぎ込んでいたりしている児童がいないかなどに気をつけて、児童の表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聴く。
- ・放課に1人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
- ・生活ノートを活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。

○いじめ一日観察日

- ・毎月12日を「いじめ一日観察日」とし、気がかりな児童を中心に全校児童の様子を、全職員で観察する。

○いじめアンケートと個人面談

- ・2か月に1回、「いじめアンケート」を実施し、それを資料として、児童全員の個別面談を行う。

○いじめ対策通信の発行

- ・児童向けのいじめ対策通信や保護者向けのいじめ対策通信を随時発行し、いじめ予防やいじめの早期発見についての情報を与える。

○相談箱の設置

- ・校内に相談箱「末広ボックス」を設置し、いじめ発見の手立てとする。

○全職員での情報交換の会

- ・2か月に一度、いじめを含めた生徒指導について、全職員での情報交換の会を行う。

○人権教育

- ・いじめを生まない学級づくりをテーマに学級会を開き、児童の意識を高める。
- ・12月の全国人権週間には人権集会を開き、全校児童に人権について考える場を設定する。

4 いじめが発見された場合の対応

○初動の対応

いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、いじめ対策主任及び学年主任に報告する。いじめ対策主任は、いじめ対策委員会の職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。

○いじめ対策委員会の協議

いじめ対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。

○実態把握・解消に向けての対応

いじめ対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ対策主任を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。

○事後の支援

被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

5 その他

- 毎月の月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出する。